

令和8年度 登山支援拠点「トレイルステーション神戸」管理運営委託業務 仕様書（案）

第1 総則

1 概要

令和5年度に本市が開始した「神戸登山プロジェクト」の拠点として、都心・三宮から最も近い登山口であり、再度山・摩耶山方面など主要な登山ルートへつながる布引エリア（JR新神戸駅）に設置した、登山支援拠点「トレイルステーション神戸（以下「拠点」という。）」の管理運営業務を委託するものである。

業務の遂行にあたっては、以下の点を遵守すること。

- ・神戸市民及び神戸への来街者をターゲットに、神戸の山の魅力を伝え、登山の楽しみ方を提案し、安心して山歩きができるようサポートすること等を通じ、登山文化を振興する拠点施設の管理運営を行うこと。
- ・拠点の設置趣旨を踏まえ、本市の「神戸登山プロジェクト」をはじめとした関連事業との連携を円滑に行うこと。
- ・神戸登山に関する民間活動支援の役割を果たすこと。

2 業務期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 業務内容

業務内容の詳細については、「**第2 業務委託内容**」に記載する。

（1）管理に関する業務

- ・拠点内の設備、備品の適切な管理
- ・拠点のあるJR新神戸駅との防火・安全管理にかかる調整
- ・上記業務に付随するその他必要な業務

（2）運営に関する業務

- ・拠点の開場・閉場
- ・来訪者、電話、Eメール等による市民等からの登山に関する相談に関する対応
- ・拠点主催で実施する登山イベントの企画、募集、準備、運営
- ・拠点の広報
- ・その他、本市関連事業への協力
- ・上記業務に付随するその他必要な業務

4 履行場所

トレイルステーション神戸及び登山イベント等実施場所

5 本業務の遂行における要件

- (1) 業務の進捗状況の確認や協議等の目的のために、本市と毎月1回程度定例会をもつこと。
- (2) 契約締結後速やかに年間の業務遂行のスケジュールを作成することとし、必要に応じて隨時更新を行うこと。
- (3) 報告
 - ①登山支援拠点の業務実施状況及び利用状況（利用者数・属性分析・問合せ及び応対内容）について、1か月毎に報告すること。
 - ②委託業務（第2で後述）と自主事業（第3で後述）の収支について、本業務終了後速やかに報告すること（なお、委託業務と自主事業の収支を区別すること。）
 - ③自主事業において有料サービスの提供を行う場合は、その売上についても3か月毎に報告すること。
 - ④本業務終了後、本市に対し書面にて事業実施報告を行うこと。
- (4) 拠点及び本業務へのマスコミ等からの取材要請があった場合は、必ず本市と協議のうえ、対応すること。
- (5) その他業務履行に必要な事項については、本市と受託者で協議のうえ定めること。

6 業務実施体制

(1) 業務責任者の配置

受託者は、業務従事者の中から業務責任者を1名選任すること。業務責任者は、従事者の指揮及び監督並びにその他本業務達成に必要な事項の全てを統括する者とする。

業務責任者は、本業務の趣旨及び内容を正確に理解して本業務を遂行するため必要な登山及び神戸の山にかかる知識、並びに施設の管理及び運営の十分な経験や知識を有する者とすること。

(2) 人員配置

受託者は、委託業務を実施するにあたり業務時間内に欠員を生じることがないように人員配置を行うこと。

(3) 業務従事者の明示

受託者は、業務従事者に名札や被服の着用を行わせる等により、来訪者から見て当該施設の業務従事者であることが一目で判別できるようにすること。なお、被服を作成する場合にあっては、デザイン等について、事前に本市と協議すること。

(4) 業務責任者及び従事者等の本市への報告

受託者は、委託契約後速やかに、業務責任者を本市に届け出るとともに、業務

従事者の配置状況及び役割分担を明記した書類、並びに緊急連絡網を本市に提出すること。

7 契約の解除

- (1) 業務開始後、本仕様書において求める水準を維持できないと判断した場合は、本市は期間を定めて受託者に対し是正を求める。
是正を求めたにもかかわらず、本市の定めた履行期限までに、正当な理由なく受託者がこれに従わないとき又は受託者による是正が困難なためその見込みがないと認められるときは、本市は何らの催告なしに契約の一部又は全部について解除することができる。
- (2) (1) に定める場合において、本市は、受託者に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。また、受託者の責めに帰すべき事由により第三者（本市の職員その他従業員を含む。）に損害を与えた場合において、本市が同損害について第三者に賠償を行ったときは、本市は、受託者に対し、第三者に賠償した金額の全額を求償することができる。

8 委託料の精算について

- (1) 受託者は、委託料を委託業務以外の経費に支出してはならない。
- (2) 電気設備使用料
本業務の履行に必要な電気設備は、委託契約約款第18条第5項に基づき本市が提供するものとする。その対価は、本拠点について市が負担する電気代の実費（※）とし、同項に基づき、委託業務の最終の履行確認後、委託料の額から当該対価を控除した額を受託者に支払うことにより決済する。
※令和7年度実績見込額：年間95,292円（消費税及び地方消費税を含む）

9 その他

- (1) 仕様書に記載した事項以外の提案内容については、本市と協議のうえ確定する。
- (2) 事情により、契約期間中でも業務内容の変更を求めることがある。
- (3) 事業内容の変更に加え、経済情勢の変化・自然災害・感染症の流行やその他予期せぬ事情により、本契約の業務委託内容・委託料等が不適当となった場合には、本市及び受託者は速やかに協議し、変更契約の手続きを進めるものとする。
- (4) 受託者は、委託期間終了後に別の事業者が本委託を受ける場合（以下、「次期受託者」という。）、事業が円滑に引継がれるため、誠実に対応、協力とともに、委託期間終了の日までに、本市が必要と認める期間において、次期受託者に対して業務に関する引継ぎを行うこと。

第2 業務委託内容

1 管理に関する業務

(1) 別紙に示す拠点の施設及び付帯設備等を、本業務履行のために必要な範囲で使用し、本業務の趣旨に沿って適切に管理すること。

(2) 施設安全管理

施設の安全管理を適切に行うため、施設管理責任者を明確にし、年2回施設の点検を行い、点検の都度本市に報告を行うこと。

点検にあたっては、以下の点を目視・触診により確認し、記録を行うこと。また、異常が確認された場合には速やかに対処すること。

大規模な修繕が必要な場合は、本市と協議を行うこと。

- ・柵、椅子・机の耐久性及び安定性の確認（ぐらつき、ひび割れ、腐食が無いか）
- ・小屋の耐久性及び安定性の確認（ぐらつき、ひび割れ、腐食が無いか）
- ・人口芝の継ぎ目の安全性の確認（剥がれ等によるつまづきの恐れが無いか）
- ・棚・備品の落下・倒壊防止対策（地震による落下や倒壊の恐れが無いか）
- ・コンセントの配線の確認（漏電による発火等の恐れが無いか）

(3) AEDの設置

登山者等の救護に使用することを想定して拠点にAEDを設置し、常時使用可能となるよう管理すること。

2 運営に関する業務

(1) 営業期間・営業時間

3～11月期（平日） 営業曜日 月・木・金
営業時間 8時～17時

3～11月期（休日） 営業曜日 土・日祝
営業時間 7時30分～17時30分

12～2月期 営業曜日 金・土・日祝
営業時間 8時～16時

※ただし、盆、正月、その他悪天候・災害時等においては、本市と協議の上営業日時を決定する。

(2) 神戸登山に関する、来訪者、電話、Eメール等による問い合わせ対応

ア) 電話1回線、Eメールアドレス1個を用意すること。

イ) 営業時間中は常時最低1名のスタッフを拠点に配置すること。なお、スタッフは神戸登山の事情に精通し登山の知識を有する者であること。

ウ) 安心、安全な登山知識を分かりやすく丁寧に、楽しい山登り体験をサポートする対応をすること。

(3) 登山客の裾野を広げ、登山の魅力・楽しみを伝える企画（無料）の実施

(例) 初心者向け登山ツアー、登山グッズ使い方セミナー 等

ア) 登山者（特に、普段登山をしない層や登山初心者）のニーズに応えたものとなるよう工夫すること。

イ) 継続的な企画提供の趣旨から、最低月1回（年間12回）程度行うこと。

ウ) 多様な登山体験を提供するため、新神戸エリアだけでなく多様なエリアを対象に登山ツアーを実施すること。

※登山ツアーやイベント開催にあたっては、法令を遵守して参加者の安全を確保すること。また、登山ツアーやイベントにおいて生じた事故・怪我について、保険に加入するなどのリスク回避策を講じること。事故・怪我等にかかる一切の責任は、受託者が負うものとする。

(4) 神戸登山の情報発信

ア) SNSにおいて、神戸登山のルート情報をその魅力も含めて積極的に発信すること。（例）おすすめ登山ルート情報、登山関連イベント案内 等

イ) 神戸の山の主要ルートマップ（紙媒体）を制作すること。また、完成データを本市に提出すること。

(5) トレイルステーション神戸のPR

ア) 本市が所有するトレイルステーション神戸のSNSアカウントを活用しPRを行うこと。

※運用方法については本市が別途指定する。

※SNSアカウントのフォロワー数は2,500以上の維持を目安とし、新規・オリジナル投稿を1ヶ月あたり8回以上行うこと。

イ) 本市運営の六甲山系の情報発信サイト「アクセス！神戸六甲山」内のトレイルステーション神戸ページにおいて、実施イベントの告知掲載作業を行うこと（掲載作業方法については本市が別途指定する）。

ウ) 登山客の裾野を広げることを目指し、幅広い層（普段登山をしない層や登山初心者、市外在住者に）神戸の山の魅力が伝わる発信内容の工夫を行うこと。

エ) 地域団体、登山団体等との連携を通じたPRを行うこと。

オ) 契約締結当初に年間の広報計画を提出し、本市と協議・了承を得た上で実施すること。

(6) 外国人登山者への対応

ア) 抱点内に設置する掲示物のうち主要なもの（施設名、サービス概要の表示等）及び（4）イ）で制作するルートマップについて、英語併記を行うこと。

イ) 外国人登山者の無理な登山による事故防止のため、注意喚起の掲示物を英語で制作すること。

ウ) 英語話者は必須ではないが、デジタルデバイス等の活用も含め、登山ルート・安全対策等の基礎情報について外国人と意思疎通が可能な対策を取ること

と。

(7) 「トレイルステーション諒訪山（仮）」との連携

令和8年度オープン予定の旧花と緑のまち推進センター（神戸市中央区諒訪山町2-8）の新たな利活用事業において予定している登山支援拠点「トレイルステーション諒訪山（仮）」の開設にあたり、トレイルステーションとして相乗効果のある運営を実現するため、定期的な情報交換・協議に参加すること。

(8) その他

- ・運営に必要な人員・物品等の調達及び調整は、受託者が行うものとする。
- ・拠点は本市の設備であることを踏まえ、これにふさわしい運営を行うこと。

(不適切な企画の例) 単に受託者自身の事業宣伝となるもの 等

第3 自主事業の実施

受託者の創意工夫を活かした自主的な取組みとして、拠点の機能の付加価値強化につながる事業については、受託者による提案の上、事前に本市と協議し了承を得た上で実施することができる。

なお、拠点を活用して行う営業活動の結果利益を得るものであることから、利益の一部を拠点の利用者満足度向上につながる取組みに還元する提案をすること。

(例) 通常より手頃な価格又は特別な内容の登山ツアー等のイベント企画、登山用品レンタルサービス無料キャンペーンの実施、プロモーション強化、施設のディスプレイの工夫 等

<注意点>

- ・委託業務と自主事業の経理を区分すること。
- ・自主事業にかかる経費に本件委託料を充てることはできない。
- ・駅舎内に立地する特殊性を考慮し、周辺の他店舗との競業を考慮し、実施内容については事前に本市と協議し了承を得た上で実施すること。
- ・利用者への継続的な利便の提供の観点から、原則として、令和7年度に提供しているサービスが継続して提供されることを期待する。
- ・自主事業においても、「トレイルステーション諒訪山（仮）」との連携を活かしたサービスを積極的に提案すること（例：トレイルステーション神戸でレンタルした登山靴をトレイルステーション諒訪山で回収 等）。

※令和7年度の実施例

①初心者向け登山関連グッズのレンタルサービス

(例) 登山靴、ストック、登山用ザック、レインウェア 等

②登山関連グッズの販売

(例) 登山向けレトルト食品 等

- ③荷物預かりサービス
- ④有料の登山ツアーやイベントの実施

第4 その他遵守すべき事項

(1) 再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときは、この限りではない。

(2) 著作権の帰属

「第2 業務委託内容」2(4)イに定めるルートマップについては、著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、発注者である本市に無償で譲渡するものとする。また、受託者は、本市の事前の承諾を得なければ、著作者人格権を行使することができないものとする。

本市は、ルートマップを神戸登山の観光振興の目的においてのみ使用するものとする。

(3) 個人情報管理

本業務の実施にあたり個人情報を取得、保有する場合は、個人情報の管理体制を契約締結当初に示し、本市の確認を得ること。本市から個人情報の管理について指示を受けたときは、これに従うこと。

(4) 守秘義務等

受託者及び業務従事者は、本業務を遂行するに当たり、以下のとおり、情報保全を徹底すること。

- ・故意、過失を問わず、本業務に関連する情報について、漏えい、滅失、棄損、改ざんまたは盗難等があつてはならない。
- ・本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- ・本業務の遂行上、何らかの事故や不適切な事故後処理等により、情報保全ができなかつたまたは保全できていない可能性が生じた場合、直ちに本市に書面にて報告し、本市の指示に従い対応すること。

※なお、この場合に生じた費用は、受託者が負担することとする。

(5) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(6) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については、

本市と受託者とが協議して定めるものとする。

(7) その他

以下の事項を含む内容を制作・発信することは認めない。

- ・公序良俗に反する恐れのあるもの
- ・違法行為又は違法行為を煽る内容に関するもの
- ・人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ・誹謗中傷を含むもの
- ・単なる噂又は噂を助長させるもの
- ・わいせつな内容を含むもの
- ・業務上知りえた秘密や個人情報に関するもの
- ・政治性のあるものや選挙に関係するもの
- ・宗教性のあるものや迷信、非科学的なものに関するもの
- ・社会問題又は係争中の案件についての主義主張にかかるもの
- ・社会的、市民生活的な観点から適切でないもの
- ・消費者保護の観点から適切でないもの
- ・本市又は他者の権利を侵害する恐れのあるもの
- ・本市のイメージを低下させる恐れのあるもの
- ・内容が著しく拙劣なもの
- ・その他社会通念に照らして本市が不適当と認めるもの